

## 秋田県公安委員会告示第75号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定に基づき検定申請のあった次の遊技機については、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認められるので、同規則第9条第1項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は公示の日から3年間とする。

令和7年9月16日

秋田県公安委員会委員長 藤田 貴子

通知番号	申請者・製造業者	種類	型式名	検定番号
168	マルホン工業株式会社 代表取締役 西出 晃央 愛知県春日井市桃山町一丁目127番地	ぱちんこ	PファインプレーH3	第5P1020号
169	株式会社オレンジ 代表取締役 中村 敏幸 大阪府大阪市中央区内本町一丁目1番4号	ぱちんこ	e地獄少女7500Ver. RHZ	第510656号
170	京楽産業.株式会社 代表取締役 榎本 善紀 愛知県名古屋市天白区中砂町185番地	ぱちんこ	eアズールレーンTHE ANIMATION 2 K6	第5P0983号
171	京楽産業.株式会社 代表取締役 榎本 善紀 愛知県名古屋市天白区中砂町185番地	ぱちんこ	eソードアート・オンライン～閃光の軌跡～99Ver. K1	第4P1693号